

平成30年2月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）
【一部非公開】

日 時：平成30年2月16日（金）13：30～16：15

場 所：古賀市役所 第2庁舎 402会議室

出席委員：長谷川教育長 石橋委員 米倉委員 小山委員 松本委員 大賀委員

欠席委員：なし

事務局：清水教育部長 簗原教育総務課長 木部学校教育課長兼主幹指導主事 力丸生涯学習推進課長 桐原青少年育成課長 星野文化課長 池見学校給食センター所長 伊丹指導主事 教育総務課庶務係（松尾、民谷）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
 - (1) 教育長報告
 - (2) 教育委員情報交流
 - (3) 教育委員会報告
 - ・市議会第1回定例会について
4. 議案

（第4号議案・第8号議案は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第4号議案	古賀市スポーツ推進審議会条例の制定について	H30.2.16	原案可決
第5号議案	古賀市自動体外式除細動器管理規程の一部を改正する訓令の制定について〈共同訓令〉	H30.2.16	原案可決
第6号議案	古賀市スポーツ振興補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について	H30.2.16	原案可決
第7号議案	国史跡船原古墳保存活用計画の策定について	H30.2.16	原案可決
第8号議案	平成30年度古賀市一般会計（教育予算）の当初予算について	H30.2.16	原案可決

5. 協議事項（①は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）
 - ①平成30年度古賀市教育行政の目標と主要施策について
 - ②市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会『告辞』について
 - ③市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会出席者の配置について
6. その他事項
 - (1) 各課（所属）等報告
 - (2) その他
7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

13時30分、議長が開会を宣言。グランドデザイン報告会へのご出席ありがとうございました。

2. 教育長あいさつ

3. 諸報告

(1) 教育長報告

(行事等)

・グランドデザイン報告会へのご出席ありがとうございました。

(2) 教育委員情報交流 なし

(3) 教育委員会報告

石橋議長 教育委員会報告をお願いします。

教育部長 3月の大きな行事としまして小中学校の卒業式がございます。委員の皆様におかれましてはご多忙とは存じますがよろしく申し上げます。私からは、3月の第1回市議会定例会について報告します。会期は2月27日から3月27日まで、市長の施政方針演説は初日の2月27日、施政方針に対する会派代表質問は3月2日、一般質問は3月19日、20日、22日の予定となっています。3月市議会の教育委員会関連議案は全部で3件ございます。条例案件が1件、予算案件が1件、教育長の任命に関する同意の案件1件です。条例案件は、古賀市スポーツ推進審議会条例の制定についてです。予算案件は平成30年度一般会計予算案を市長部局と共に上程します。この2つは後ほどご審議をお願いいたします。また、教育委員会教育長の任命に関する同意の議案の内容につきましては、長谷川教育長の任期満了に伴い、引き続き教育長として任命する更新の案件でございます。

4. 議案

石橋議長 第4号議案古賀市スポーツ推進審議会条例の制定について、第8号議案平成30年度古賀市一般会計（教育予算）の当初予算について、協議事項の平成30年度古賀市教育行政の目標と主要施策についての審議に入る前に、これらについては、市議会で審議される前の機関内部の協議に関する案件です。会議は原則公開であるが、委員の発議により出席者の3分の2以上で決したときは非公開とすることができると定められていますから、公開・非公開について委員の議決をお願いしたいと思います。

小山委員 第4号議案古賀市スポーツ推進審議会条例の制定について、第8号議案平成30年度古賀市一般会計（教育予算）の当初予算について、協議事項の平成30年度古賀市教育行政の目標と主要施策に関しまして、非公開とすることを発議します。

石橋議長 小山委員より非公開とすることを発議がありました。この発議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により可否の決定を行います。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 挙手全員

石橋議長 挙手全員です。よって、公開しないことに決定します。

第4号議案古賀市スポーツ推進審議会条例の制定について、提案をお願いしたい。

(第4号議案 古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

《第4号議案 原案可決》

石橋議長 第5号議案、古賀市自動体外式除細動器管理規程の一部を改正する訓令の制定について、提案をお願いしたい。

教育総務課長 (議案朗読)

この議案は、今年度4月にご協議いただいた古賀市内の公共施設、教育部関係の公共施設では、各小中学校やリーパスプラザこが、児童センター、市民体育館などに設置する自動体外式除細動器について取り扱いを定めた規程を、今回その一部を改正するものです。改正の内容は、毎年、AEDの点検表を管財課に提出するようにしていたものを、紙ベースの点検表ではなく、点検状況をメールで報告することで足りることとしたものです。これは業務の簡素化につながります。それでは、7ページの新旧対照条文をご覧ください。第5条第2項において、前年度分の点検表を、管財課長に提出することとしていたものを、前年度の点検状況を、管財課長に報告すると改正するものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

石橋議長 これは点検するのは誰がするのですか。どれくらいの頻度で行いますか。

教育総務課長 日常点検は管理者が行います。学校であれば校長です。毎日チェックをします。

《第5号議案 原案可決》

石橋議長 第6号議案、古賀市スポーツ振興補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いしたい。

生涯学習推進課長 (議案朗読)

今回、名称の変更を行います。古賀市スポーツ振興補助金交付規則を古賀市スポーツ大会出場奨励補助金交付規則と変更します。また、対象大会を九州大会、全国大会としていましたが、今後は全国大会、国際大会と改めます。交付額について、現行では個人3万円、遠方は交通費、宿泊料のかかった費用の2分の1としていたが、これを一律の運用にします。また、古賀市の社会教育団体の活躍を市内外に周知するために、ホームページや広報に報告することを承知いただいた団体に交付することを新たに盛り込んでおります。15ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、名称を変更します。第2条補助の対象となる大会は、国、地方公共団体又は公益的法人等が主催、共催又は後援する大会で、平成30年4月1日から平成34年3月15日までの間に開催されるものに限るとしております。3年間でこの補助金について評価をしていき、継続を含めて在り方を考えることとするため、3年間で定めております。第3条では交付対象者について規定しております。第1号個人としては、市内在住であり生活の拠点があること。大会要項等に定められた登録選手であること、次号に規定する団体の構成員ではないこととしております。第2号では団体について定めております。団体として出場するものであって、大会要項等に定められた当該団体の登録選手の半数以上が市内に住所を有し、かつ生活の拠点があるものとしております。第5条、現行では交通費、宿泊料の2分の1を

補助しておりました。今回は別表に定めるとおり、全国大会個人では奨励補助額を1万円、国際大会については個人3万円、団体は奨励補助額として算定対象者数に3万円を乗じて得た額としており、限度額を全国大会団体は10万円、国際大会団体は30万円として支払うこととしております。第6条補助金の交付申請では、大会開催日の14日前までに申請することとしております。第2項補助金の交付申請は各交付対象者につき同一年度内に第2条各号に掲げる大会区分ごとに1回までとしております。現行では同一年度内に2回までとしておりましたが、広く団体に使ってもらうように1回としております。申請する場合、市の広報誌やホームページに掲載し、応援させていただくことを承諾いただいた方に認定をすることとしております。実績報告については、大会が終了した日から14日以内に提出することとしております。第9条では奨励補助金確定通知書にて補助金の額の通知をすることとしております。

石橋議長 改定の理由は、お金がかかりすぎていたからなのか。

生涯学習推進課長 団体で行く場合は、交通費、宿泊費で、多い団体で限度額30万円いっぱい団体がありました。予算額140万円の中で、予算が不足することもあるため、この部分を一律にしていろいろな団体が行ける形にしております。これまで国際大会については規定がなかったため、ここに対しても補助していきたいということで、九州大会を削除し、全国大会、国際大会への補助ということに改めております。

石橋議長 チーム競技の場合、今まで半額という基準はあったのか。

生涯学習推進課長 ありました。

石橋議長 団体が協会に加入している必要はあるのか。

生涯学習推進課長 体育協会に加盟しているかどうかにかかわらず補助しています。

石橋議長 団体はどこに登録しているのか

生涯学習推進課長 これまで団体の拠点が古賀市になれば出せなかったが、今後は市内在住であれば個人で申請が可能となります。予算の範囲内での補助となります。

石橋議長 他にご質問はありますか。なければ議決することとしたい。

《第6号議案 原案可決》

石橋議長 第7号議案国史跡船原古墳保存活用計画の策定について、提案をお願いしたい。

文化課長 (議案朗読)

12月教育委員会において素案を提示しておりました。その後、パブリックコメントを12月22日から1月22日までの間で実施し、2名からご意見をいただきました。他に、文化庁からの指摘や、2月に開催した船原古墳保存活用計画策定委員会の意見を反映し、この計画を議案として提出しております。ただ、54ページ、71ページの写真は現在工事中のため掲載しておりません。工事終了後、写真を挿入し印刷していきたいと考えております。

米倉委員 12月から大きく変わった点はありますか。

文化課長 骨格は変えておりません。文言の整理などが主なものです。大きな柱は変わっておりません。

石橋議長 ご意見はありますか。なければ議決することとしたい。

《第7号議案 原案可決》

石橋議長 第8号議案平成30年度古賀市一般会計（教育予算）の当初予算について、提案をお願いしたい。

（第8号議案 古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）

《第8号議案 原案可決》

5. 協議事項

石橋議長 ①平成30年度育行政の目標と主要施策について、説明をお願いします。

（協議事項① 古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）

石橋議長 ②市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会告辞について、それぞれ読み上げてください。

（小中告辞案を教育委員が順に読み、内容確認。適宜修正。）

石橋議長 ③市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会出席者の配置について、お願いしたい。

教育総務課長 （日程と出席者配置について説明）

6. その他事項

（1）各課（所属）報告

ア、教育部長 なし

イ、教育総務課 なし

ウ、学校教育課

- ・グランドデザイン報告会へのご出席ありがとうございました。出席者は111名でした。通りすがりの者ですが、と市民の方がグランドデザイン報告会に興味を持っていただき、参加いただきました。ありがたいことだと思います。場所が交流館ということもよかったのかなと思っています。
- ・不登校児童生徒数ですが、昨年比べ7名少ない状況です。
- ・行政視察については、今年度も記載のとおりたくさん来ていただいています。
- ・教職員の研修状況は記載のとおりです。

エ、生涯学習推進課

- ・1月23日、市長・教育委員会・社会教育委員との懇談会への出席ありがとうございました。今後も開催していきたいと考えております。

オ、文化課 なし

カ、青少年育成課 なし

キ、給食センター

- ・ 1月29日に発生した、給食配送車の事故について報告させていただきます。1月29日11時20分頃、古賀中学校の前の道路から筑紫野古賀線と交差する場所で起こっております。給食センターから花見小学校へ配送車が向かっていたところ接触したという状況です。花見小学校、舞の里小学校でブロッコリーサラダの提供できず、当日保護者あての通知を学校を通じて配布しております。他の学校については遅延は生じましたが、すべて提供しております。配送車については後輪の車軸が曲がっている等で、1台が使えず3台で配送しているため、配送時間、回収時間を変更しております。給食時間の変更はありません。

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (4月定例教育委員会、総合教育会議の日程調整)

石橋議長 4月定例教育委員会は4月23日13時30分、総合教育会議は4月24日10時からとする。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、16時15分閉会した。